**平成２１年（フ）第６２５号**
栃木県河内郡上三川町大字梁448番地１
債務者　生沼　洋子
１　決定年月日時　平成21年10月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで
５　免責審尋期日　平成21年11月６日午後４時
　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

**平成２１年（フ）第６４２号**
栃木県宇都宮市若草１丁目９番１号　グランディハイツ若草201号、前住所栃木県宇都宮市上野町6086番地11　エルディムうづら105
債務者　三吉　　章
１　決定年月日時　平成21年10月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで
５　免責審尋期日　平成21年10月30日午後４時
　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

**平成２１年（フ）第６４３号**
栃木県鹿沼市戸張町2482番地１　島野アパート
債務者　大沼　　裕
１　決定年月日時　平成21年10月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで
５　免責審尋期日　平成21年11月６日午後４時
　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

**平成２１年（フ）第５０３号**
静岡県浜松市西区舞阪町舞阪5075番地　ブルーハイツＹＵＫＡ202号室
債務者　玉城　隆士
１　決定年月日時　平成21年10月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで
５　免責審尋期日　平成21年12月４日午後２時
　静岡地方裁判所浜松支部破産係

**平成２１年（フ）第５０４号**
静岡県浜松市西区舞阪町舞阪5075番地　ブルーハイツＹＵＫＡ202号室
債務者　玉城美奈子
１　決定年月日時　平成21年10月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで
５　免責審尋期日　平成21年12月４日午後２時
　静岡地方裁判所浜松支部破産係

**平成２１年（フ）第６８号**
熊本県球磨郡山江村大字山田戊946番地
債務者　宮原　伸浩
１　決定年月日時　平成21年10月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで
５　免責審尋期日　平成21年12月４日午後２時
　熊本地方裁判所人吉支部

**平成２１年（フ）第７４号**
熊本県球磨郡水上村大字湯山341番地
債務者　川畑　　律（旧姓田上）
１　決定年月日時　平成21年10月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで
５　免責審尋期日　平成21年12月４日午前10時
　熊本地方裁判所人吉支部

**平成２１年（フ）第８２号**
秋田県仙北市角館町西長野中泊294番地
債務者　畠山　　勉
１　決定年月日時　平成21年10月７日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
５　免責審尋期日　平成21年12月17日午後４時30分
　秋田地方裁判所大曲支部

**平成２１年（フ）第１０９号**
秋田県大仙市強首字上野台115番地１
債務者　三浦真二郎
１　決定年月日時　平成21年10月７日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
５　免責審尋期日　平成21年12月17日午後４時30分
　秋田地方裁判所大曲支部

**平成２１年（フ）第６２１号**
栃木県日光市針貝2014番地２、前住所栃木県日光市並木町９番地９
債務者　齋藤　瑞枝
１　決定年月日時　平成21年10月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
５　免責審尋期日　平成21年11月27日午後４時
　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

**平成２１年（フ）第６２７号**
栃木県那須烏山市旭２丁目11番11号　水越アパート７号室、前住所栃木県那須烏山市南２丁目16番９号
債務者　小林　浩子
１　決定年月日時　平成21年10月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
５　免責審尋期日　平成21年11月６日午後４時
　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

**平成２１年（フ）第６４５号**
栃木県宇都宮市下栗１丁目18番地　下栗市営住宅２号棟13号
債務者　川島　　章
１　決定年月日時　平成21年10月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
５　免責審尋期日　平成21年11月６日午後４時
　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

**平成２１年（フ）第２６４０号**
神奈川県大和市上草柳177番地３　コアクレスト上草柳Ⅲ―102号
債務者　尾崎　元英
１　決定年月日時　平成21年10月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
５　免責審尋期日　平成21年12月８日午後４時
　横浜地方裁判所第３民事部

**平成２１年（フ）第５４１号**
岡山市北区津高484番地４
債務者　佐伯　好朗
１　決定年月日時　平成21年10月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
５　免責審尋期日　平成21年12月16日午前10時
　岡山地方裁判所第３民事部

**平成２１年（フ）第６７４号**
岡山県赤磐市仁堀東225番地１
債務者　片山　和子
１　決定年月日時　平成21年10月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
５　免責審尋期日　平成21年12月16日午前10時
　岡山地方裁判所第３民事部